

技能士カード申込方法

技能士カードは、一般社団法人全国技能士会連合会が発行するもので、職業能力開発促進法にもとづく技能検定合格者の氏名、生年月日、等級、技能士番号、合格職種、合格年月日等が記載されたカードです。

現品寸法は、縦5.4cm、横8.6cm、厚さ0.8mmのプラスチックカード（顔写真貼付）です。

<申込方法>

技能士カードをご入用の方は、岐阜県技能士会連合会事務局へ必要書類をご郵送ください。カード代金につきましては振込をお願いします。

手数料振込人負担、また、明細書をもって領収書の代わりとします。



① 必要書類

ア 技能士カード申込書

→必要事項を記入し、写真（縦30mm×横24mm・無帽・正面・無背景・上三分身）を貼り付けたもの

イ 技能検定合格証書の写し（もしくは合格通知書の写し）A4サイズ

ウ 郵送希望者は返信用封筒（封筒に返信先住所を記入し、**110円切手**を貼って同封してください）

→当連合会事務局にカードを受取りにみえる場合は不要です。

5枚までは110円切手で送付可能です。

それ以上はお問合せください。

② カード代金

技能士カード1枚 **2,800円**（消費税込）

③ 書類送付先

〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1-18

岐阜県技能士会連合会（電話/FAX：058-384-1002）

④ 振込先

十六銀行 蘇原支店 普通預金1687327 岐阜県技能士会連合会

※振込手数料は振込人様にてご負担願います。

※振込受領書（明細書）をもって領収書に代えさせていただきます。

（会社や団体等で複数人分をまとめて振込みいただく場合や、振込名義とカード申込者氏名が違う場合は、技能士会事務局まで事前に連絡をお願いします。）

※注意事項

- ・申込書は油性のボールペンで丁寧にお書きください。誤記入・脱字等がありましても当連合会では責任を負えませんのでよくご確認ください。また、発注後のキャンセルはできません。
- ・合格されたばかりで、合格証書がお手元がない方は、技能士番号欄は無記入で構いません。（合格通知書の写しからこちらで技能士番号を確認します。但し、技能検定の受検申請を岐阜県で行った場合に限りです。）
- ・事務局での受取を希望される方には、カードが届き次第申込書に記載された電話番号へ連絡します。
- ・会社送付を希望される方は、返信用封筒の住所は会社の住所をご記入ください。
- ・カードは受注生産であるため、申込受付から送達まで1ヶ月半ほどかかります。
- ・申込受付は随時行っていますが、3月は年度末につき、郵送いただいても4月1日からの手続きとなります
- ・過入金や誤入金があった場合、振込手数料を差し引いた超過分をお返しします。

<窓口による申込>（平日8:30~16:30）

- ・上記①の必要書類を当連合会事務局までご持参ください。代金はお釣りの無いようにご準備ください。

<お問い合わせ・申込先> 岐阜県技能士会連合会

〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1-18 電話・FAX：058-384-1002

あなたのキャリアの証明に『技能士カード』を携帯しませんか

※ 申込方法等については裏面をご確認ください。



価格1枚 2,800円 (消費税込)

書類送付チェックリスト (不足するものはありますか?)

- 技能士カード申込書 (写真貼付)
- 合格証書のコピーもしくは合格通知書のコピー
- 110円切手を貼った封筒 (送付先住所記入のもの)

※書類や切手が不足している場合、再度送付をお願いします。

＜お問い合わせ・申込先＞ 岐阜県技能士会連合会
〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1-18
電話・FAX : 058-384-1002

※レイアウト・価格等は、予告なく変更する場合があります。

(価格は令和7年3月現在のものです。年度が変わると価格変更になっている場合がありますので、申込前に価格をお問い合わせください。)

「技能士カード」申込書

銀行振込の場合、振込日をご記入ください： 年 月 日

必要箇所を記載、又は、○で囲んでください。

フリガナ	
住所	都道府県
氏名	フリガナ 正確に楷書でお書きください
生年月日	昭和・平成 年 月 日
平日の日中、連絡のとれる連絡先	TEL
合格等級	特級 一級 単一等級 二級 三級
技能士番号	30ミリ  24ミリ
合格検定職種	
作業名	
合格年月日	昭和 平成 令和 年 月 日 合格
上記に誤記入、記入漏れがないか必ずご確認ください。	
発行者記載欄	技能士カード 交付年月日 及び交付番号
年 月 日 交付 交付番号 No.	
岐阜県技能士会連合会 全技連	
申込日 領収書 全技連発送	
受付No. 技能士番号確認 カード発送	

合格検定作業(職業能力開発促進法施行令別表に定める職種であって、厚生労働省令で定める等級(特級、1級、単一等級、2級および3級)に区分されたもの。)ごとに1枚の「カード」を作成することとなります。

(202503)

確認1 確認2